

## 9. 子ども・子育て支援特別会計

### (1) 概要

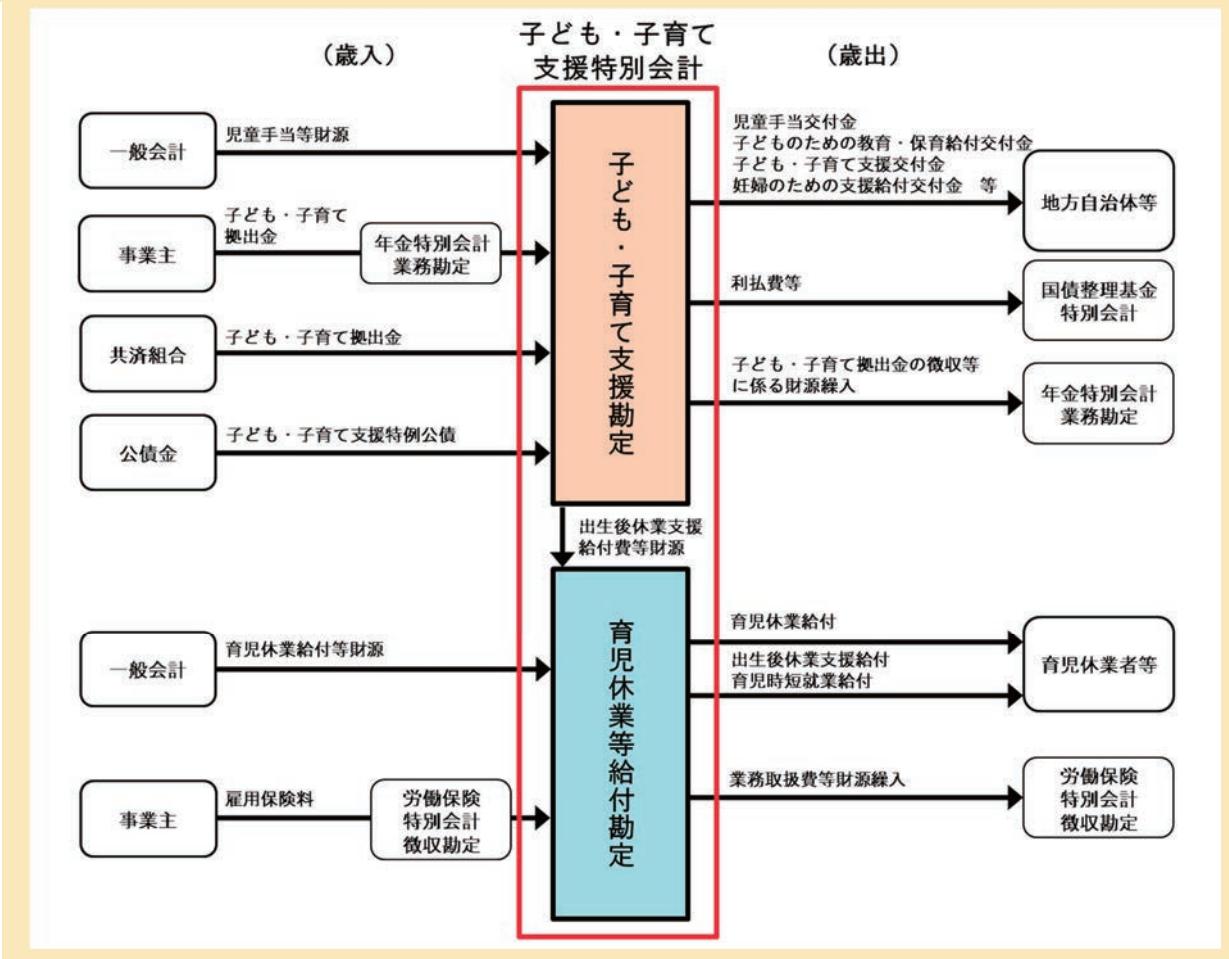
子ども・子育て支援特別会計は、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、令和7年度に設置されました。

本特別会計は、子ども・子育て支援に係る事業を経理する子ども・子育て支援勘定及び育児休業等給付に係る事業を経理する育児休業等給付勘定に区分されており、内閣府と厚生労働省の共管となっています。

なお、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令6法47）の規定により、令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、子ども・子育て支援勘定（令和6年度においては、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定）の負担において、子ども・子育て支援特例公債を発行できることとされています。

#### 子ども・子育て支援特別会計の仕組み

「児童手当法」（昭46法73）及び「子ども・子育て支援法」（平24法65）に関する収支を経理するため、子ども・子育て拠出金、子ども・子育て支援納付金及び国庫負担金を主な財源として、児童手当や子どものための教育・保育給付等の事業を行うとともに、「雇用保険法」（昭49法116）による育児休業等給付に関する収支を経理するため、雇用保険料、子ども・子育て支援納付金及び国庫負担金を主な財源として、育児休業給付金等の給付を行っています。



## (2) 具体的な事業の内容

本特別会計は、子ども・子育て支援勘定及び育児休業等給付勘定に区分され、それぞれ以下の事業等に関する経理を行っています。

### ① 子ども・子育て支援勘定

「児童手当法」（昭 46 法 73）及び「子ども・子育て支援法」（平 24 法 65）に関する収支を経理するもので、子ども・子育て拠出金、子ども・子育て支援納付金<sup>(注)</sup>及び国庫負担金を主な財源として、児童手当等の支給に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付や、平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援法」（平 24 法 65）の下、子どものための教育・保育給付により、就学前の質の高い教育・保育等の実現を図るほか、放課後児童健全育成事業をはじめとした地域子ども・子育て支援事業により、地域の多様な子育てニーズに沿った支援を推進しています。さらに、平成 28 年度から仕事・子育て両立支援事業を創設し、事業所内保育等の企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援しています。

また、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令 6 法 47）において、令和 7 年度から「子ども・子育て支援法」（平 24 法 65）に、妊婦等の経済的支援を実施する「妊婦のための支援給付」を、児童福祉法（昭 22 法 164）に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談に応じる「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、妊娠期からの切れ目ない支援や必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を行っています。

（注）令和 7 年度は子ども・子育て支援金（支援納付金）の収納開始（令和 8 年度から）前ため、つなぎとして発行される子ども・子育て支援特例公債を活用します。（以下同じ）

（参考資料）「子ども・子育て支援勘定」

（<https://www.cfa.go.jp/policies/budget/tokubetsukaikei/kodomokosodate>）

### ② 育児休業等給付勘定

雇用保険法（昭 49 法 116）による育児休業等給付に関する収支を経理するもので、雇用保険料、子ども・子育て支援納付金及び国庫負担金を主な財源として、育児休業給付金等の給付を行っています。

具体的には、雇用保険の被保険者が原則 1 歳未満の子を養育するために育児休業した場合等に支給する育児休業給付のほか、令和 7 年度より、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14 日以上の育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付や、2 歳に満たない子を養育するために時短勤務を実施した際に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たす場合に支給する育児時短就業給付を行っています。

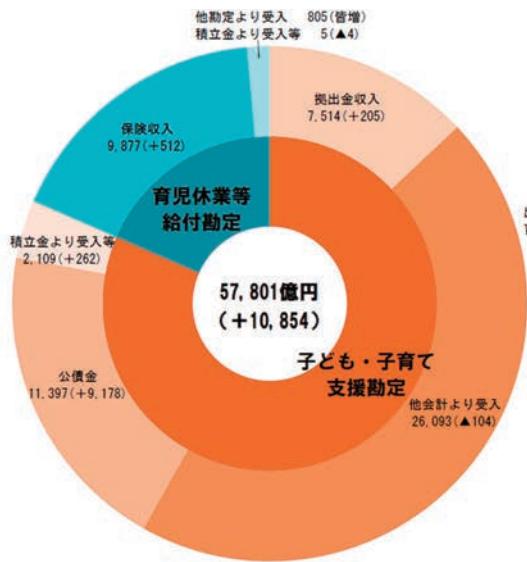
（参考資料）「育児休業等給付勘定」

（<https://www.cfa.go.jp/policies/budget/tokubetsukaikei/ikujikyugyo>）

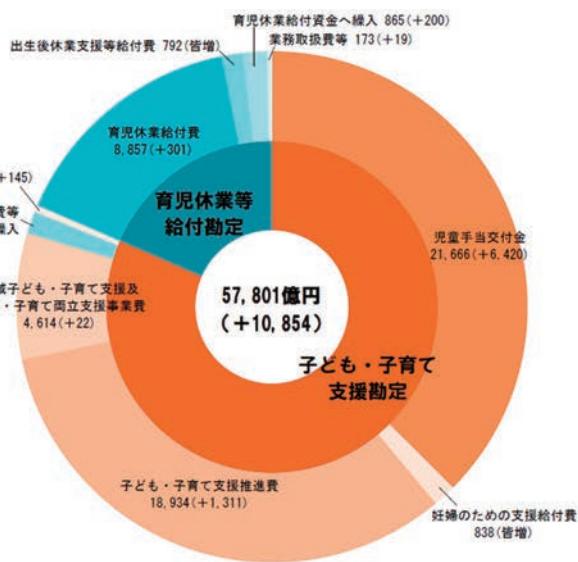
## (3) 特別会計の現状

## ① 歳入歳出予算（令和7年度当初予算）

## 【歳入】



## 【歳出】



## ○歳入総額、歳出総額、（参考）歳出純計額

(単位：億円)

勘定	歳入総額	歳出総額	(参考)歳出純計額
子ども・子育て支援勘定	47,114 (+9,541)	47,114 (+9,541)	46,120 (+8,592)
育児休業等給付勘定	10,687 (+1,312)	10,687 (+1,312)	10,616 (+1,303)
特別会計合計	57,801 (+10,854)	57,801 (+10,854)	56,736 (+9,895)

## ○子ども・子育て支援勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明（増減要因）
年金特別会計より受入	7,220 (皆増)	児童手当の支給等に係る事業主拠出金の年金特別会計業務勘定からの受入見込額
事業主拠出金収入	294 (▲7,015)	児童手当の支給等に係る事業主拠出金の受入見込額（歳入項目が「年金特別会計より受入」と分割されたことによる減）
一般会計より受入	26,093 (▲104)	児童手当の支給、子どものための教育・保育給付等及び地域子ども・子育て支援事業に係る国庫負担金等並びに当該給付事務に必要な経費の受入見込額
積立金より受入	1,280 (+245)	事業主負担に係る子どものための教育・保育給付等の財源に充てるための積立金からの受入見込額
子ども・子育て支援特例公債金	11,397 (+9,178)	児童手当の支給等に係る子ども・子育て支援特例公債金の受入見込額（児童手当の抜本的拡充（令和6年10月施行）の平年度化等による増）
雑収入	140 (+36)	児童手当等に係る返納金の受入見込額等

前年度剰余金受入	690 (▲19)	前年度決算上の剰余金の受入見込額
合計	47,114 (+9,541)	

(歳出)

内容	額	説明（増減要因）
児童手当交付金	21,666 (+6,420)	児童手当の支給に係る交付金（児童手当の抜本的拡充（令和6年10月施行）の平年度化による増）
妊婦のための支援給付費	838 (皆増)	妊婦のための支援給付に係る交付金等
子ども・子育て支援推進費	18,934 (+1,311)	子どものための教育・保育給付に係る交付金等（保育士等の処遇改善に伴う子どものための教育・保育給付等の増）
地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費	4,614 (+22)	地域子ども・子育て支援及び仕事・子育て両立支援事業に必要な経費
業務取扱費	45 (+4)	児童手当等に関する事務に必要な人件費、事務費等
出生後休業支援等給付費等 育児休業等給付勘定へ繰入	805 (皆増)	雇用保険法に基づく出生後休業支援等給付費等
諸支出金	4 (+0)	過誤納に係る拠出金の払戻し等
子ども・子育て支援特例公債事務取扱費 一般会計へ繰入	0 (▲0)	子ども・子育て支援特例公債の発行及び償還に要する事務取扱費の額に相当する金額の一般会計への繰入れ
国債整理基金特別会計へ繰入	168 (+141)	子ども・子育て支援特例公債の利子等の支払財源に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ
予備費	40 (±0)	予見し難い予算の不足に充てるための経費
合計	47,114 (+9,541)	

## ○育児休業等給付勘定の歳入・歳出の内容

(単位：億円)

(歳入)

内容	額	説明（増減要因）
労働保険特別会計より受入	8,769 (+474)	育児休業給付費等に相当する金額の労働保険特別会計徴収勘定からの受入見込額
一般会計より受入	1,108 (+38)	育児休業給付等に要する費用に充てるための国庫負担金の一般会計からの受入見込額
他勘定より受入	805 (皆増)	出生後休業支援等給付費等に相当する金額の子ども・子育て支援勘定からの受入見込額
その他の収入	5 (▲4)	財政融資資金への預託金利子の収入見込額等
合計	10,687 (+1,312)	

(歳出)

内容	額	説明（増減要因）
育児休業給付費	8,857 (+301)	育児休業給付の支給に必要な経費
出生後休業支援等給付費	792 (皆増)	出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の支給に必要な経費
業務取扱費	89 (▲3)	育児休業給付の事務に必要な人件費、事務費等
出生後休業支援等給付業務費	13 (皆増)	出生後休業支援等給付業務の実施に必要な事務費
育児休業給付資金へ繰入	865 (+200)	育児休業給付資金への繰入れ
保険料返還金等 労働保険特別会計へ繰入	71 (+9)	保険料の過誤納の返還金及び労働保険適用事業主から保険料を徴収する費用に充てるため、労働保険特別会計徴収勘定へ繰り入れる経費
合計	10,687 (+1,312)	

## ② 剰余金

(注) 令和7年度に新設された特別会計のため、令和6年度決算における剰余金はありません。

## ③ 積立金等

### 積立金（子ども・子育て支援勘定）

※ 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令6法47）附則第17条第3項の規定により、同法第17条の規定による改正前の特別会計法に基づく年金特別会計子ども・子育て支援勘定の令和6年度の出納の完結の際、同勘定に所属する積立金が、この勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなされます。

なお、令和5年度末の残高は、年金特別会計子ども・子育て支援勘定の積立金の額です。

### ① 積立金の残高

（単位：億円）

令和7年度末（予定） (令和7年度当初予算)	令和6年度末 (令和6年度決算処理後)	【参考】令和5年度末 (令和5年度決算処理後)
3,146	5,558	5,989

### ② 積立金の目的

特別会計法第123条の10第1項の規定により、児童手当交付金、子どものための教育・保育給付交付金並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費の財源に充てるために必要な金額として、「児童手当法」（昭46法73）及び「子ども・子育て支援法」（平24法65）に基づく一般事業主からの拠出金の一部を積立金として積み立てることとしており、子ども・子育て支援制度の安定的な運営の確保のために必要な将来の給付等に充てる目的としています。

### ③ 積立金の水準

拠出金収入の減により歳入が歳出を下回る場合や、拠出金収入の少ない年度当初に子どものための教育・保育給付など一定規模の支出が見込まれる場合に備えているものです。また、決算を経て子ども・子育て拠出金に係る剰余金が結果的に積立金として積み立てられる仕組みとなっており、現在（令和6年度決算結了後）、5,558億円を積み立てていますが、これは令和6年度支出実績の2割程度です。

### 育児休業給付資金（育児休業等給付勘定）

※ 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令6法47）附則第16条第3項の規定により、同法第17条の規定による改正前の特別会計法に基づく労働保険特別会計雇用勘定の令和6年度の出納の完結の際、同勘定に所属する育児休業給付資金が、この勘定に所属する育児休業給付資金として組み入れられたものとみなされます。

なお、令和5年度末の残高は、労働保険特別会計雇用勘定の育児休業給付資金の額です。

## ① 育児休業給付資金の残高

(単位：億円)

令和7年度末（予定） (令和7年度当初予算)	令和6年度末 (令和6年度決算処理後)	【参考】令和5年度末 (令和5年度決算処理後)
5,022	4,744	3,492

## ② 育児休業給付資金の目的

特別会計法第123条の12第1項の規定により、予算で定めるところによる繰入金及び育児休業給付費に係る剰余金のうち育児休業給付費に充てるために必要な組入金をもって充てる育児休業給付資金を置くこととしており、特別会計法第123条の12第3項の規定により、将来の育児休業給付費に充てるために労働保険特別会計徴収勘定から繰り入れられた労働保険料の一部を育児休業給付資金に組み入れることとしています。

## ③ 育児休業給付資金の水準

保険料収入の減少や育児休業給付費の増大により歳入額（育児休業給付費充当分）が歳出額（育児休業給付費に係るもの）を下回る場合に備えて積み立てる資金であり、毎会計年度の歳入額（育児休業給付費充当分）から歳出額（育児休業給付費に係るもの）を控除した残余を、育児休業給付資金へ組み入れています。

（参考資料）「雇用保険制度における積立金等について」  
(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken06/index.html>)

## ④ 資産及び負債（令和5年度特別会計財務書類）

（注）令和7年度に新設された特別会計のため、令和5年度特別会計財務書類は作成していません。

## ⑤ 保険料率の根拠及び保険料率を見直す仕組みの内容等

## （子ども・子育て支援勘定）

子ども・子育て拠出金率については、「子ども・子育て支援法」（平24法65）第70条の規定により、3歳未満の子を持つ被用者に係る児童手当の給付見込み額の2/5や子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業に係る費用の額等を踏まえ、おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものとなるよう政令で定めるところにより算定するものとされています（令和7年度の拠出金率は3.6/1000）。

## （育児休業等給付勘定）

育児休業給付に係る雇用保険料率については、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭44法84）第12条第4項第2号の規定により5/1,000とされていますが、令和7年4月1日より「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令6法26）において、育児休業給付資金が一定の水準を超えた場合には、法律の改正を要さずに弾力的に一定の率引き下げる仕組み（弾力条項）を導入したところです。この仕組みの下、令和7年度の育児休業給付に係る雇用保険料率は4/1,000とされています。

#### (4) 事務及び事業の効率化・財務に関する情報の透明化の取組み等

子ども・子育て拠出金充当対象事業が効率的に行われているか等について、全国的な事業主の団体との協議の場を設置し、定期的に意見交換をすることとしています。

また、子ども・子育て支援特別会計の財務に関する情報については、こども家庭庁のホームページに予算に関する情報等を公表しており、今後、特別会計財務書類も公表する予定です。

##### 子ども・子育て支援特別会計についての問い合わせ先

(子ども・子育て支援勘定)

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当） 電話番号 03-6863-0074

(育児休業等給付勘定)

厚生労働省職業安定局雇用保険課 電話番号 03-5253-1111（内線 5757）